

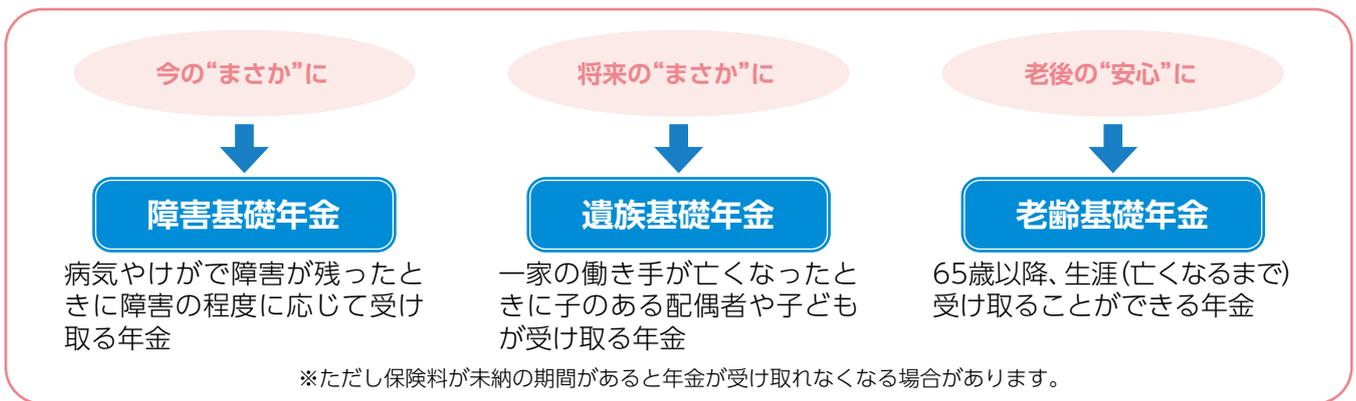
国民年金はいつ・どのような時にもらえるの？

20歳になったら国民年金

国民年金は、老後の暮らしや、生活の安定を損なうような“まさか”に備えて、働いている世代みんなで保険料を出し合い、世代間で生活を支え合う制度です。

20歳になった皆さんは、国民年金の加入者です。自分や大切な人のために保険料の支払いや免除などこの機会にぜひ国民年金について考えてみませんか。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。



Q1 20歳になりました。国民年金加入の手続きは必要ですか？

A 手続きは不要です。20歳になった人には日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせしています。
※厚生年金に加入している人を除く。

Q2 国民年金の相談はどこでできますか？

A 市役所市民保険課 国保年金係またはお近くの年金事務所(要予約)で相談可能です。
また、「ねんきんネット」で、ご自身の年金情報を常時確認できます。「ねんきんネット」の初回登録は、マイナンバーカードが便利です。マイナンバーカードを持っている人は登録をお願いします。

Q3 毎月の保険料はいくらですか？

A 令和6年度の国民年金の保険料は、**月額16,980円(定額)**です。保険料は毎年度見直しがあります。

Q4 保険料はどのようにして納めるのですか？

A 国民年金の保険料は納付書でのお支払いのほかに、申請により口座振替、クレジットカードでの納付も可能です。

Q5 払いたいけど払えない・・・そんなときは？

A 「学生納付特例制度」と「免除・納付猶予制度」があります。国保年金係、各支所、年金事務所で申請が必要です。

★「学生納付特例制度」(ガクトク)

学生は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

★「免除・納付猶予制度」

学生以外の人で、収入の減少や失業などで国民年金保険料を納めることが、経済的に困難な場合に申請することで免除・猶予されます。

※承認には一定の所得基準があります。

Q6 それぞれの制度を利用すると受け取れる年金額はどうなりますか？

A 学生納付特例、免除・納付猶予期間は、保険料を納めた場合よりも年金の受け取り額は少なくなります。承認された期間から10年以内であれば、納付(追納)することができ、将来受け取る年金額を増やすことができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

Q7 付加年金って何ですか？

A 付加年金とは、老齢基礎年金の額を増額するために定額保険料に月額400円追加して納付することです。申出月からの開始となります。